

# 厚生委員会会議録

平成27年5月19日(火)

(開 会) 10:07

(閉 会) 10:27

案 件

1. 議案第91号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
2. 議案第94号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)

○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第91号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○介護保険課長

「議案第91号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の1ページをお願いします。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、低所得者にかかる介護保険料の軽減を図るため、平成27年4月10日に施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものです。

2ページの新旧対照表をご参照願います。改正内容としては、第3条において、第3条第2項を加えるもので、第3条第1項第1号の第1号被保険者の保険料3万8280円を、平成27年度から29年度までの間、3万4450円に改正するものです。額で3830円、率で約10%軽減になります。附則として、公布の日から施行するものです。

なお、保険料の負担軽減額については、公費により国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担を行うものです。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○宮嶋委員

これは、4月10日施行の法律によって国から出てくるお金がふえるということですが、これは3月に決まったわけですよ、もともとね。それがこの短期間でどういう理由で、減るんですから文句を言うわけではありませんけれども、何か事務的なことでいくともっと精査して、きちっとした金額を、当初に決めておくべきではないかなと。いろんな事務的なことを考えても大変なことじゃないかなと思うんですが、その辺の理由というか、国庫負担金が増額されたということなんでしょうけど、その辺の理由を教えてください。

○介護保険課長

この時期での政令の改正というご質問かと思いますが、この法律につきましては、平成26年6月に消費税が増額となると。その分を特定財源といたしまして、公費の負担を行うといった国の法律のほうの改正がさきに行われておりました。ところが12月の時期に消費税が29年4月に先送りにされるといった決定がなされたということを受けまして、国のほうで負担割合の関係を政令で定める必要があるということで、その分につきまして、4月にずれ込んで政令が公布されたということになるかと思えます。

○宮嶋委員

何か国の仕事がきちっと決まった期間でやられてないというのが、ほかのことでも見受けられるんですが、そういう理由があったということですね。では、1割軽減に保険料がなるわけ

ですけれども、これに該当する人数はどのくらいの方がいらっしゃるのか教えてください。

○介護保険課長

現時点での見込み数でございますが、9596人を見込んでおります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第91号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第94号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長。

議案第94号、専決処分の承認について補足説明をいたします。

議案書の25ページをお願いいたします。今回の専決処分は地方税法施行令の一部改正に伴い、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案書の27ページから28ページにかけて、新旧対照表を載せておりますが、分かりにくいと思いますので、別に配付しております資料でご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。今回の主な改正点は、国民健康保険の納税義務者に課します「基礎分」、「後期高齢者支援金分」及び「介護納付金分」の賦課限度額の引き上げと、均等割及び平等割の減額対象範囲の拡大でございます。

まず、①の限度額の引き上げは、第3条第2項、第3項及び第4項並びに第24条において、基礎分については、賦課限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金分については、賦課限度額を16万円から17万円に、介護納付金分については、賦課限度額を14万円から16万円にそれぞれ改めるものでございます。

②の軽減対象範囲の拡大につきましては、第24条第1項第2号で5割軽減の対象所得の算定におきまして、24万5千円を26万円に改めております。

また、第3号において、2割軽減の対象所得の算定におきまして、45万円を47万円に改めております。

この限度額及び軽減対象範囲の拡大による影響でございますが、まず、①の限度額引き上げの影響につきましては、基礎分の限度額超過世帯が12世帯の減で、調定額は349万500円の増、同じく支援金分が56世帯の減で、426万6800円の増、介護分が61世帯の減で536万4千円の増、合計で1312万1300円が税収の増ということになります。続きまして、②の軽減対象範囲の拡大の影響額についてご説明いたします。

5割軽減の対象世帯が180世帯の増で、軽減額は953万5645円の増、同じく2割軽減の対象世帯が31世帯の増で、68万7035円の増となり、合計で1022万2680円の影響額となっております。この分につきましては、税収としては減となるものですが、最終的には、国、県、市の繰入金のほうで補てんされることとなります。

資料の2ページをお願いいたします。この表は、国民健康保険所得階層別、世帯人員別分布表ですが、赤い部分が7割軽減の対象部分となりますが、今回の改正では、この分の変更はご

ざいませぬ。また、ブルーの部分が5割軽減で、その下側のこげ茶色の部分が、2割軽減の対象であったものが、今回5割軽減の対象となった分でございます。

その結果、5割軽減が先ほど説明いたしましたように、軽減世帯、軽減額とも増となっております。黒の太線から下の緑色の部分が2割軽減の対象となりますが、その下の黄色の部分が、軽減の対象でなかったものが、今回2割軽減の対象となった分でございます。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

賦課限度額の引き上げのほうですけれども、昨年もこの時期だったと思うんですが、いつも専決処分ということで、じゃないかなと思うんですね。これはどうしても国がやることですからということなんでしょうけども、賦課限度額の引き上げについて、前もって論議をするとか、こういう議案が出てきますというような、専決ではなくてできるようにはできないのかどうか、このことが国からいつ頃言ってくるのか、その辺をちょっと教えてください。

○医療保険課長

今回の改正につきましては、先ほどご説明いたしましたように国の地方税法施行令の改正に伴い、改正をしているものでございまして、国からの通知といたしましても、本年3月31日付で施行令の改正ということでまいっておりますので、専決処分をせざるをえなかったということでございます。

○宮嶋委員

専決処分ではなかなか大変だし、議会にもこういうふうな形で専決で上がってくるわけですから、もっとこれを早くするというふうな国への働きかけとか、そういうことはされているのかどうか、お尋ねします。

○医療保険課長

本市のほうからそういった要望等は、いたしておりませぬ。

○宮嶋委員

なかなか国の言うとおりで日にちもなく、事務方のほうも大変だろうと思いますが、この辺をやはり改善していただいて、本当にその限度額が引き上げられることによって、どういう方達にどう影響が出るかというのを現場できちんと把握すべきではないかなというふうに思います。資料によりますと、基礎分、支援分、介護分というふうに分かれておりますけれども、全部ひっかかる人にとっては4万円、1つだった1万とか2万とか、1万から4万円までの引き上げたと思うんですね。高額所得者ですからというふうに言われますけれども、前年度並みでいろいろと生活設計を立てている中で、突然、国保税が4万円ふえるとか3万円ふえるとかですね、実質ふえるわけですけれども、その辺でやっぱり大変収入がない中でやっぱり苦労されていると思うんですが、この世帯数は、世帯実数にはなっていないようなんですけれども、これは精査すれば出てくるのか、これは家庭の今の現在での話ですから、実際に本当に4万円の影響を受ける方がどのくらいかとかいうふうな細かいことはわからないのでしょうか。

○医療保険課長

この影響額の資料ですけれども、本年1月賦課をもとに試算をいたしております。基礎分につきましては12世帯、支援分につきましては56世帯、介護分については61世帯の減ということになっております。最高4万円増となる方がどうかというご質問かと思っておりますけれども、基礎分52万円限度額に該当する世帯と、支援分には該当しない。介護分にも該当しないという方。それからすべてに限度額いっぱいとなる世帯、そういった世帯がこの中には含まれております。中身の細かい分については、精査というか、手持ちで資料は持ち合わせておりませぬ。

○宮嶋委員

私は1と2がリンクしているのかなというのをちょっと聞きたかったんですけど、先ほど説明で軽減の分については国から補てんされると、軽減分が出てくるので、引き上げが行われるのかなというふうなことを考えていましたけど、そのところの心配はないようですね。やっぱりもっとね、どんどん引き上げられるのはちょっと問題があるんじゃないかなというふうに思います。質問は以上で終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

国民健康保険というのは、いつも論議になるんですけども、相互扶助ですという話もありますけど、あくまでも社会保障ということで、市民の命と暮らしを守るために、こういう立派な保険制度があるわけです。こういう中で、収入がふえない中で、払わなければならない保険料がふえていくということでは、生活に影響が出る方がたくさんおられますので、安易な引き上げ、毎年のように上がっていると思うんですよね。引き上げに対して、反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第94号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)」について、承認することに賛成の委員は、挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会として、所管事務について調査するため、「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査として付託を受け、調査期間は次期定例会までといたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査として付託を受け、調査期間は次期定例会までとすることに決定いたしました。

なお、本件につきましては、会議規則第105条の規定に基づき、議長に申し出いたします。

次に、所管事務調査に係る資料を本日配付しております。本件につきましては次回の閉会中の委員会において議題とし、机上調査をいたしますので、それまでにご一読いただきますようお願いいたします。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。